STOP！死亡重大災害～建設業～

～全労働基準監督署において建設現場の集中監督を実施中！～

令和６年の静岡県内の建設現場での労働災害による死者数は６人でしたが、令和７年は４月末日現在で４人で、前年同時期比３人増と**増加傾向が認められます**（図１参照）。

また、当該令和６年の６人と令和７年の４人を事故の型別で見てみますと、墜落・転落が３人、崩壊・倒壊が３人で、次に、交通事故２人、転倒１人、はさまれ・巻き込まれ１人となっています（図２参照）。

図１　建設業の死亡災害の月別推移（静岡）

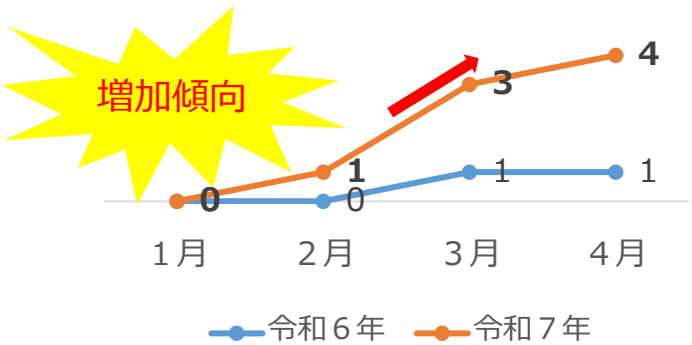

図２　建設業死亡災害の事故の型別

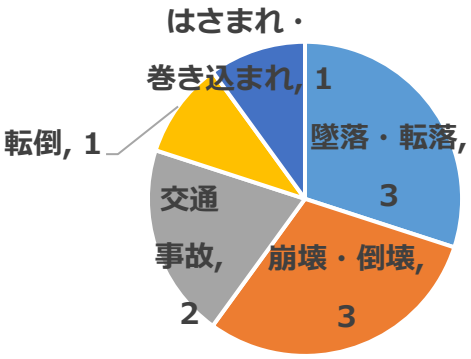

【令和６年１月から令和７年４月までの建設業に係る死亡災害一覧】

No.	発生年月	事故の型	発生状況
1	R6.3	墜落・転落	民間住宅の塗装工事用に設置されていたくさび緊結式足場を解体する作業中に、被災労働者が火打ちを取り外すために躯体屋根上を移動していたところ、足を滑らせて屋根から滑落し、そのまま6.3メートル下の地面へ墜落したもの。
2	R6.7	はさまれ・巻き込まれ	光通信ケーブルの敷設工事において、被災者は、高所作業車を傾斜のある所定の位置に移動させようとしていた。何らかの理由で被災者が運転席から離れた際に、高所作業車が動き出した。被災者が、動き出した高所作業車を手で支えて停止させようとしたところ、付近に停車させていた別の高所作業車との間に挟まれた。
3	R6.10	崩壊・倒壊	高さ約２メートルのＬ字型のブロック塀の解体作業にあたり、カッターで１段目のブロックの一部を切断し、残った箇所を、塀が倒れないように作業員二名で支えながら切断の上、一部のみ解体する作業を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、１名が下敷きとなったもの。
4	R6.11	交通事故	タイヤがバーストし追越車線上に停車していたトラックに、被災者の運転するトラックが追突したもの。
5	R6.12	交通事故（その他）	鉄道駅構内において線路内に立ち入り、レール溶接作業の準備作業を行っていた。その後、仮置してある機材を運搬するために下り線を横断していたところ、進来してきた貨物列車に接触し、被災したもの。
6	R6.12	転倒	資材置き場において、プラスチック敷板75枚（重量約2.5トン）をドラグ・ショベルにスリング一本で吊り上げ、当該荷の横に被災者がいたところ、プラスチック敷板が崩れてそのまま後ろに転倒した。その際、地面に頭を打って死亡した。
7	R7.2	墜落・転落	個人宅の外壁、屋根の塗装工事を行う建設現場において、屋根の塗装作業を行っていた被災者が高さ６mの足場西面から道路上に墜落し、死亡した。墜落位置等から被災者は足場の外部を墜落したと推定される。目撃者はおらず、共同作業者２名は外壁南面でコーキング材の注入作業に従事していた。
8	R7.3	崩壊・倒壊	護岸工事に使用する小口止工（コンクリート擁壁）の一部型枠部材を取り外し、取り外した部材を被災者が小口止工に背を向けて拾い集めていた際に倒れ被災者に激突した。
9	R7.3	崩壊・倒壊	ホテル解体現場にて解体用つかみ機の監視作業を行っていた被災者が、解体していた小屋のブロック壁に近づいたときに、当該壁の上部が崩れ、被災者に激突した。
10	R7.4	墜落・転落	被災者他２名が、ホテルの解体工事現場において、地上３階から１階へ、解体用つかみ機を床面の開口部から下す作業をしていた。可搬式巻上機を組立て、チェーンブロックで、つかみ機のブームを１点吊りし、開口部に向けて、被災者は、つかみ機の横の位置から、前進する操作レバーを押し、同僚２名は、巻上機の両柱を押す作業をしていたところ、つかみ機がバランスを崩し落ち、巻上機の梁が座屈し、被災者も開口部から墜落した。

建設現場での死亡災害撲滅のために

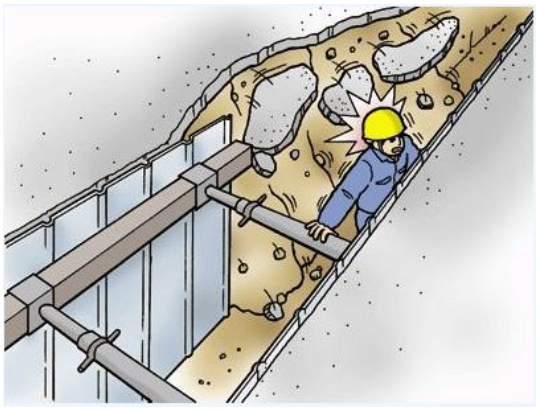

墜落・転落防止対策

□作業床の設置
高さ２ｍ以上の高所作業では、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置して下さい。

□手すり等の設置
高さ２ｍ以上の作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設置して下さい。

□墜落制止用器具の使用
梁上の作業など作業床や手すり等の設置が困難なときは、墜落制止用器具を必ず使用して下さい。

□はしごの安全
はしごは上部・脚部を固定して下さい。

□踏み抜き防止措置
スレート屋根等の上での作業では、歩み板、防網等を設置して下さい。

崩壊・倒壊防止対策

□掘削箇所の安全勾配
掘削箇所の事前調査を行い、調査結果に応じた安全勾配の確保して下さい。

□土止め支保工
地山の崩壊のおそれがある場所には、土止め支保工の設置して下さい。
上下水道等の溝掘削工事等では「土止め先行工法」による作業を実施して下さい。

□資材の崩壊防止
資材は高く積みすぎない。積み上げた資材は崩壊しないように網やロープ、くい止め等を設置して下さい。

□立入禁止
土砂、資材、擁壁等が崩壊するおそれがある箇所は立入禁止を徹底して下さい。

仮設足場の墜落防止対策の強化

①一側足場の使用範囲が制限（令和６年４月１日～規制）

一側足場は足場設置のために確保された幅が１ｍ未満と狭あいな場所でしか使用できません。

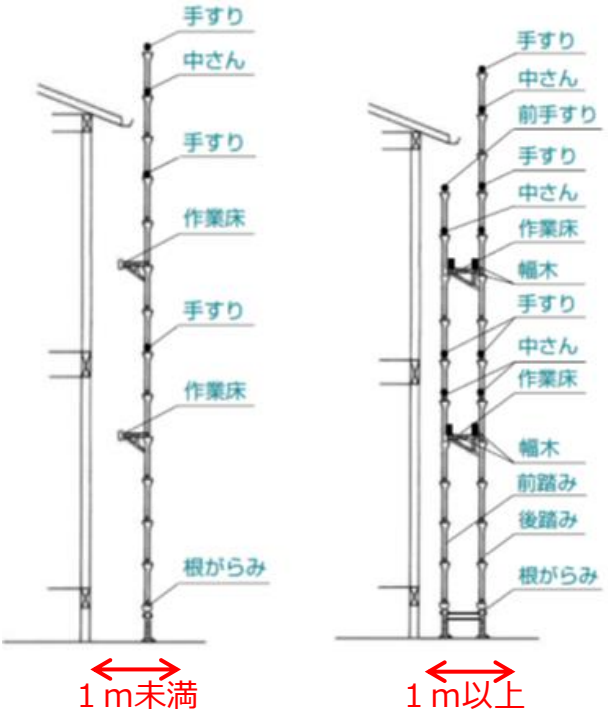

【 足場設置のため確保された幅 】

一側足場　　**本足場（二側足場）**

②足場の点検者の指名と名前を記録（令和５年10月１日～規制）

・事業者又は注文者による確実な足場点検の実施のため、**点検者をあらかじめ指名**することが義務付られます。

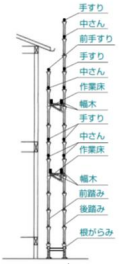

点検者を指名

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行う

・足場の**組立て、変更等の後、悪天候、地震時**の点検を行ったときに記録・保存すべき事項に、当該**点検者の氏名**が追加されます。

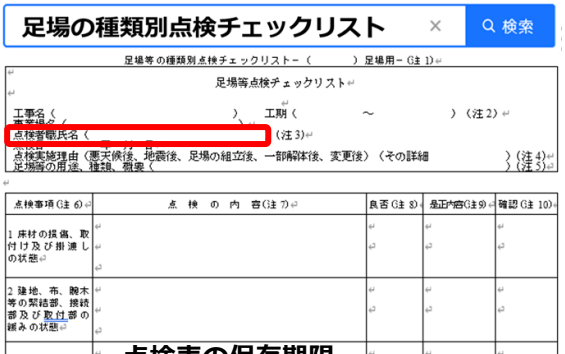

点検表の保存期限
足場の作業終了まで